



竜北通信 高岩

甲斐市立竜王北中学校
学校だより
発行 校長 依田宏記
令和3年度 第2号
2021.4.22

初心にもとって対策を ~新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症がみたび猛威を振るい始めています。県内でも中北保健所管内は感染者の確認が増えており、中でも甲斐市が顕著です。今年度スタート以降、本校でも生徒のご家族でPCR検査を受けたという連絡が何件か寄せられています。ここで初心に立ち返り、感染症への対策を実践するため、あらためて本校の対策や甲斐市教育委員会から出されている対応方針について確認しておきたいと思います。

感染症対策と免疫力アップに

「ねこのしっぽ」

ね：ねる・睡眠をしっかりとする

こ：こまめに手を洗う

の：飲み物・水分補給

し：食事・三食しっかり食べる

つ：強い体・適度な運動を

ぽ：ポジティブな明るい気持ちで

①家庭および学校での健康観察について

- 登校前に、各家庭において検温と体調チェックを行い、発熱や咳、倦怠感があるなど体調不良時は登校しないようお願いします。なお、この場合には欠席ではなく、「出席停止」となります。
- 検温と体調チェックを保護者に確認していただき、「健康チェック表」を毎日提出します。
- 同居の御家族の皆様も、毎日の体調確認に取り組んでいただくとともに、心配な症状がある場合には生徒の登校についてもご配慮ください。
- 学校では、朝の健康観察と、授業開始時に教科担任による健康観察を随時行い、生徒の健康状態の把握に努めます。

②学校生活について

- 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けます。各教室においては、換気を行い、生徒の机はできる限り離し、咳エチケットの徹底をします。
- 学年単位で生徒が集まる場合は、場所を体育館や多目的ホール等に限定し、密集せずに換気を行ったうえ、短時間でいきます。
- 石鹸を使用した手洗いを徹底します。トイレの後や給食前だけではなく、外から室内に入るときや、共通の用具を使用するときなど、こまめに手を洗うよう指導します。
- ドアノブや手すりなど、特に多くの生徒が手を触れる場所は、一日一回以上、消毒液を使用して清掃します。アルコール消毒液は、各クラスに常備します。
- 登下校時に、生徒が友人と密集することがないように、学校で指導します。各家庭でも、登下校の仕方についてのご指導をお願いします。
- 冷暖房使用時も、出入口や窓を開けるなど、常に教室換気に努めます。

③マスクについて

- 登下校時を含め学校生活全般で、生徒・教職員はマスクを着用します。ただし、体育実技授業などの運動時、十分な距離がとれ、換気もされているなど飛沫感染のリスクが低い場合は、マスクを着用しないこともあります。

④その他

- 当面の間、生徒は学校指定のジャージで、登下校および学校生活を送ることを許可しています。気温等に配慮しながら、制服かジャージかを選択して着用してください。
- 登校後に体調不良を訴え、保健室へ入室した生徒は、発熱がない場合であっても、生徒の健康安全を優先し、早退をさせる場合もあります。
- 生徒の免疫力を高める観点からも、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事や、規則正しい生活リズムの確立など、各家庭でのご指導をお願いします。
- 給食前の手洗いは、給食当番だけでなく全員が徹底し、配膳についても感染リスク軽減に努めます。また給食時は、机は前向きとし、会話も控えるようにします。休日の部活動などでお弁当を食べる場合も同様に配慮させていただきます。

甲斐市立小中学校保護者の皆様

甲斐市教育委員会

新型コロナウイルス感染者等発生時の出席停止の対応について

甲斐市教育委員会では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年12月より児童生徒の出席停止の取り扱いについて以下のように行っています。新年度を迎え、改めてお知らせいたしますので保護者の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

1 出席停止についての基本的な考え方・・・児童生徒の安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とします。

2 出席停止の具体的な取扱い

※表中の「接触者」= 児童生徒が幅広くPCR検査を受けられるよう保健所が特定するもの

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5) ①	(5) ②	(5) ③
感染の 状況	児童生徒本人が		児童生徒の同居家族が			児童生徒本人が		
	感染 （陽性）した	濃厚接触者 または 接触者 と 認定された	濃厚接触者 または 接触者 と 認定された	<small>濃厚接触者や接触者ではないが、</small> かぜの症状等で PCR検査 を受けた	かぜの症状等 がある	かぜの症状等 があり、 医療機関を 受診 した	かぜの症状等 があり、 医療機関を 受診 し、 PCR検査 を受けた	
扱い		出席停止						
出席 停止 期間	開始日	感染の判明した日	濃厚接触者または接触者と認定された日 または認定される可能性が生じた日 (同居家族の感染判明日)	同居家族が濃厚接触者または接触者と認定された日	家族がPCR検査を受けることになった日	症状の出た日	症状の出た日	症状の出た日
	終了日	保健所や専門医等が快癒を認める等、登校を許可したとき	PCR検査で陰性とされれば、保健所に指示された期間 (通常2週間自宅待機) ※陽性なら(1)へ	その家族がPCR検査で陰性とされれば、本人が保健所または受診医療機関に指示された期間 ※その家族が陽性なら(2)へ	その家族がPCR検査で陰性とされれば、本人が保健所または受診医療機関に指示された期間 ※その家族が陽性なら(2)へ	3日以内に快癒すれば、原則、快癒した日の翌々日まで ※比較的軽いかぜの症状でも4日以上続いたら必ず医療機関を受診してください。 ※息苦しさ、強いだるさ、高熱など強い症状のいずれかがあれば、すぐに医療機関を受診してください。 ※受診したら(5)②へ	PCR検査を受けず自宅観察となった場合、原則、快癒した日の翌々日 ※ただし医療機関の見解も考慮します。 ※PCR検査を受けたら(5)③へ	陰性となった場合、受診医療機関等の指示する期間 ※陽性なら(1)へ